



## 働き方改革、貴社のご対応をサポートします！



水間HR社会保険労務士事務所

働き方改革といえば、会社にとって大きな負担であるとお考えのお客様も多いかもかもしれません。

確かにやらされているという意識であれば、それは大変な負担であると思います。ただ、この機会に無駄を洗い出し業務を効率化する、率先した取り組みで信頼関係を構築し社員のエンゲージメントを高める、働き方改革を支援する助成金を活用し新たな設備や機器を導入するなど、戦略的な対応を取ることで大きなメリットも得られると考えます。

弊所では、労働時間制や時間外労働に関するご相談、法改正に伴う就業規則の見直し、働き方改革関連の助成金の提案など、企業の取り組みを全面的にサポートしております。

下記は働き方改革の法改正スケジュールです。貴社の課題は何ですか？ぜひお聞かせください。

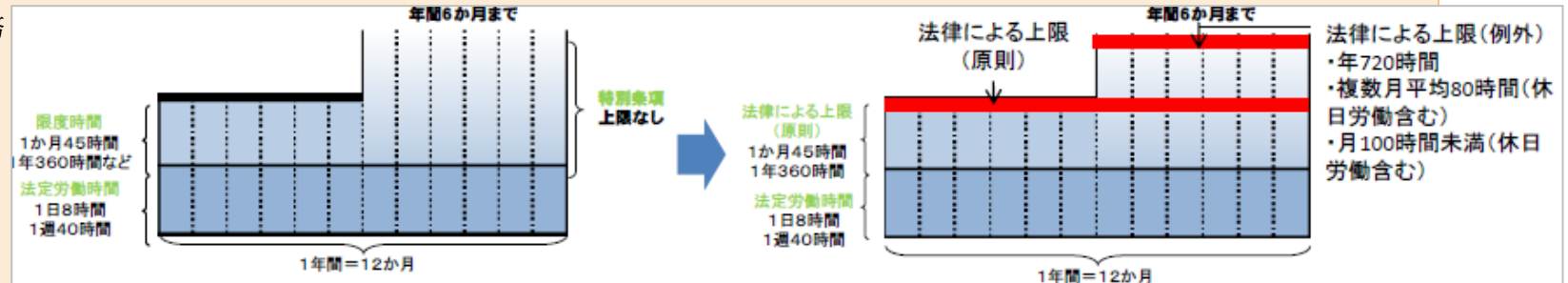
時期	項目	概要
2019年4月	年次有給休暇の确实付与義務	年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対して、毎年5日分を使用者が時季指定で付与することが義務化。
〃	勤務間インターバル制度導入 *努力義務	勤務間インターバル制度(前日の終業時間と翌日の始業時間の間に一定以上の休息時間を確保する制度)の努力義務。
〃	長時間労働者に対する面接指導等の強化	労働時間の状況の客観的な方法等による把握の義務。(管理監督者・裁量労働制適用者を含むすべての労働者について把握する必要(高度プロフェッショナル制度適用者を除く))。 上記労働時間の状況の把握により、1月当たり80時間超の時間外・休日労働を行った労働者に対してはその旨を通知し、申出があった場合は医師による面接指導を実施。
〃	産業医・産業保健機能の強化	事業者が産業医が効果的に活動するための情報の提供を義務付け。等
2020年4月 中小企業	時間外労働の上限規制の導入 ※建設事業は、災害の復旧・復興	○時間外労働の上限を月45時間・年360時間を原則とする。 ○臨時的な特別な事情がある場合、年間6か月まではこの上限を超えるこ

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

(2019年4月 大企業) の事業については右記①、②は適用せず。

2024年4月 建設事業、自動車運転の業務 ※自動車運転の業務は、右記は適用せず、特別条項付き36協定の締結により、年960時間を上限。

とが可能だが、その場合でも、①単月100時間未満(休日労働含む)、②複数月(2~6か月)平均80時間以下(休日労働含む)、③年720時間以下のすべてを満たす必要がある。



2023年4月 時間外労働の割増賃金引き上げ

月60時間を超える時間外労働の50%割増賃金について、中小企業への猶予措置を廃止。

雇用形態にかかわらず  
い公正な待遇の確保

2021年4月 中小企業 (派遣労働者関連は2020年4月) 大企業) パート労働者、有期雇用労働者の均等・均衡待遇の義務、他 (派遣労働者の均等・均衡待遇等の義務、他)

○パート労働者、有期雇用労働者に対する通常の労働者との均等・均衡待遇が義務化。同事項の本人への説明も義務化される。  
両者の職務内容や職責、配置の変更の範囲について差異を確認。基本給・手当・賞与・昇給などに格差がある場合、合理的な理由が必要。  
(派遣労働者についても均等・均衡待遇等を確保するための措置を派遣元・派遣先に義務化)

※その他、フレックスタイム制の見直し、高度プロフェッショナル制度の創設等もごさいますが、本資料では割愛いたします。

働き方改革支援に関するお問い合わせは、  
TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム  
(<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



水間HR社会保険労務士事務所